

## 説明会会場での質疑・意見等(要旨)平成27年7月5日開催分

	質疑・意見等(要旨)	回答
1	目黒区にある特別養護老人ホームの場所と入所者数を教えてほしい。同様に保育所の状況を教えてほしい。	<p>特別養護老人ホームは、区内に6か所(中目黒ホーム、東が丘ホーム、東山ホーム、清徳苑 駒場苑 青葉台さくら苑)合計480床、区外15施設299床、合計779床あります。5月1日現在、待機者数868名ですが、毎年、入所される人数より入所希望申請される方が多く、待機者は減らない状況です。</p> <p>認可保育園は、指定管理の施設を含め区立が22園、私立が14園あります。26年度の保育施設の定員は、3,941人で、前年度に比べ237人定員増しましたが、待機児童数は247人となりました。来年4月開所に向けての開設準備は、からすみ幼稚園の跡地、柿の木坂二丁目都有地、ふどう幼稚園跡地で行っています。上目黒小学校校舎活用については29年4月の開所に向けて準備しています。</p>
2	北側の障害者通所施設はどのように運営されるのか。移転といわれたが、定員拡大ということでもいいのか。待機者の状況はあるのか。現状利用されている方は、何人か。	<p>用地は無償貸付で、貸付期間は30年とします。特別支援学校を卒業される方が、毎年15人ほどおり、今後6年間で、就労を希望される方が36人程となると予想されていることから、今回の移転に合わせて、定員拡大を行うものです。現在、定員はそれぞれ20人で、中町作業所は19人、清水実習所は16人利用されています。区内には、他に通所施設はありますが、いずれも定員の空きは少なく、近い将来、受け入れられない状況になると考えています。</p>
3	障害者施設には現在、空きがある。南側の施設は、待機者が出ている。緊急度が違うのではないか。	<p>北側用地に移転する施設は、現在活動している場所から、退去を求められている状況から今回の整備計画になったものです。</p>
4	特別養護老人ホーム、保育園は、何階建てになるのか。	<p>特別養護老人ホームは、用途地域や絶対高さ制限17mから、地上5階までの建物になるかと思われます。ユニット型で90以上の居室を設けていただくことが可能な配置になります。</p> <p>保育園については、70人以上の定員として整備し、2階から3階建になると考えています。</p>

	質疑・意見等(要旨)	回答
5	北側の障害者通所施設の高さはどうなのか。	建築面積は、200㎡程度で、2階建てになる予定です。
6	特養、並びに保育所の事業者決定、配置計画は何時ごろならわかるのか。	<p>特別養護老人ホームは、10月頃に事業者公募を開始し、28年1月の提案締切、提案審査を経て、事業者決定は3月末を予定しています。配置計画、事業計画などの具体的な提案内容は、事業者を含めた説明会として事業者決定した時点で行います。その後、都との補助協議など経て、整備計画が確定されるのは、29年の7月頃となる予定です。その後、工事着工し、31年の3月には、特養が開設できるようにしたいと考えています。</p> <p>保育所も同様に、10月頃事業者公募を開始した後、保育内容、事業の安定性、他の場所での運営状況などを含めて区の選定委員会で選定を行い、事業者決定は、年明け早々となる予定です。事業者決定した時点で、地域の皆様への説明会を開催させていただきたいと考えています。</p>
7	事業者選定にあたっての基準は、公表されるのか。	<p>特別養護老人ホームの、公募要項はこれから作成していきませんが、選定基準は選定委員会の中で決めていきます。</p> <p>また、保育園は、これまで行った公募の選定同様、選定項目は公表しません。</p> <p>選定基準の公表は考えていませんが、いずれも公募する段階で、区のホームページなどで、応募資格や施設の要件などを事業者公募要項として公表していきます。</p>
8	都市計画道路の工事スケジュールはどうなのか。用途地域が変わることはあるのか。	都市計画道路の事業認可期間は、25年度末から32年3月末までに延伸されており、それまでに供用開始できるように工事を進めていくと聞いております。また、現時点では、用途地域を変更するという話は聞いていません。
9	南側用地にできる施設は、区立ではなく民間運営であるということは、区は用地を貸すというだけで、目黒区は運営には関与しないのか。	<p>特別養護老人ホームは、現在でも区立施設だけでなく、民間事業者の運営に関しても支援しており、施設内でのトラブルや、円滑な運営などについても、区として関わっていきます。</p> <p>認可保育園は、利用申込みを区が受け、入所者の調整をする施設です。また、運営状況についても、区が確認していくこととなります。</p>

	質疑・意見等(要旨)	回答
10	<p>南側用地は、保育所開設してから、特別養護老人ホームの工事が続くことになる。北側も、狭い道を利用しないと工事が進まない。計画道路への歩行者動線を確保するとあるが、道路ではないので、時間帯で閉鎖されることになる。当該地は福祉施設が集中するのに、交通安全について、全然触れられていない。危ないのは、今後、幹線道路に面することである。都道の上に歩道橋みたいなことも考えられないか。計画道路には横断歩道が必要だし、北側の用地の広場も、どのように利用されるのかもわからない。今まで一般利用は、認められないという形であった。地域に開かれ、交流があることが、大事である。高齢者施設と子供の施設が隣り合うのは、交流ができて非常に良い。一体的利用を条件として公募することも検討してほしい。施設内に防災型拠点とあるが、一般の避難所では、障害者の方の利用は非常に難しい。弱者のための拠点と位置付けてほしい。300㎡の緑地は地元との共同管理と出来るようなことも、検討してもらいたい。</p>	<p>工事期間中の安全確保については、十分検討していきます。また、計画道路の歩行者動線については、関係機関に要請していきます。</p> <p>防災型地域拠点は、平常時は、地域の方と交流できるスペースとして介護予防事業を行うほか、災害時には福祉避難所としての活用を考えています。</p> <p>保育所の開設後に、特別養護老人ホームの工事となることから、保育園児の安全確保には、万全を期すよう事業者と十分調整していきます。</p> <p>なお、保育所と特別養護老人ホームを一体的に整備することも検討しましたが、喫緊の課題である保育所整備を最優先し、できるだけ早期に実現できるよう計画したものです。</p> <p>緑地の管理については、貴重なご意見として、今後検討してまいりたいと考えています。</p>
11	<p>保育所は、学芸大学駅からも歩くと5.6分かかるので、雨の日のお迎えで、保護者の方が自動車を利用した送迎なども考えられる。路上駐車を防ぐ手段とか、自転車での送迎などの対応は、設計の段階で考えられないか。</p>	<p>原則として、認可保育所は、車での送迎は禁止しています。</p>
12	<p>道路開通後大きい建物ができるからと、北側の広場部分などに、今後、建物建設することはないか。</p>	<p>現時点では、整備計画はありません。今後、スマイルプラザ中央町が建て替えの時期となった場合などには、改めて検討を行うことは考えられます。</p>
13	<p>南側用地は、緑地にするという計画ではなかったのか。今回の整備計画はいつから検討してきたのか。</p>	<p>平成19年度に策定した第六中学校跡地施設活用計画では、道路用地南側敷地の活用として、道路整備に伴う中央町一丁目児童遊園の減少部分の代替公園を整備する、将来のまちづくりや行政需要に備えるため、まちづくりの種地とし区が保有するとしてきました。また、平成22年3月策定の用地活用及び施設整備に関する基本方針では、旧第六中学校跡地南側まちづくり種地については、今後、道路整備と合わせた検討を進めることとしました。26年度になり、東京都における道路の用地取得も一定程度進んできたことから、庁内に検討組織を設け、区の行政課題を解決する施設を整備する観点で、道路整備で減少する面積に代わるべき機能を持った緑地を敷地内に確保するとともに、一定規模の土地や建物が必要となる施策の活用として、特別養護老人ホーム及び認可保育所を事業者公募により整備することを27年5月に政策決定しました。</p>

	質疑・意見等(要旨)	回答
14	保育園の騒音などが最近の話題にある。送り迎え時の騒音やにおい、園児の目線も気にはならないか。	事業者公募にあたっては、地域の環境にできるだけ負荷がかからないよう、検討していきます。
15	計画を決定する前に、もう一度説明会をしてもらいたい。地域の要望を改めて聞いて決定していただきたい。目黒区として、福祉の拠点として、新しい試みはあるのか。	事業者決定した時点で地域の皆様への説明会を開催したいと考えています。 また、区として、行政課題の解決を図るため、施設整備を行っていくものです。

## 説明会会場での質疑・意見等(要旨)平成27年7月7日開催分

番号	質疑・意見等(要旨)	回答
1	特別養護老人ホームや保育所の事業運営者は、所在地や実績が都内でなければ、応募できないなどの制約があるのか。	事業者公募要項の詳細は、これから定めていくこととなりますが、現時点では公募条件に事業者の所在地などの制限を設けることは考えていません。
2	事業者への貸付期間が、特養の50年に対して保育所は30年としているが何故か。	保育園の場合は、鉄骨造による施設整備を想定し、耐用年数から30年としました。前例では区有地の場合30年、所有地の場合40年として、公募を行っています。 また、特別養護老人ホームは、今後の需要なども考慮し、貸付期間を50年としています。
3	事業者選定にあたって、区は、事業者がスタンダードな事業運営、施設整備を望んでいるのか。今まで、どこも作ったことのないコンセプトの運営、施設整備を選定していくのか。 待機児童は、将来打ち止めになる。その時の保育園の二次運用をどのように考えているのか。 障害者施設は二階建てを予定しているとのことであったが、容積に応じた建物にし、健常者のための施設を3階に整備し、一緒に運営することは考えられないのか。	特別養護老人ホームは今後設置する選定委員会で、事業のコンセプトを決めていきます。 なお保育園は、斬新な取り組みを行っている事業者であることを理由に選定していくことは考えていません。 25年3月の目黒区の人口推計によれば、今後しばらくは年少人口は増えていきます。いずれはピークが来ることとなりますが、その後急に減っていくことにはなっていません。女性の社会進出などもあり保育を要望するニーズはかなりあることから、逆に需要数は増えていくものと考えています。現に300人近い待機者がいることから、認可保育所の整備を行っていく必要があります。 また、障害者施設はそれぞれの法人が、整備していくもので、新しいコンセプトで事業展開することは考えていません。今後の需要も配慮し定員は増やしていきます。地域に開かれた施設として、スマイルプラザ中央町全体で地域交流などを考えていきます。
4	特養と保育所は隣接する施設であり、同じ法人による運営が効率的であり、公募方法を検討しないか。 障害福祉施設は一般の方との触れあう場があってもよいのではないかなと思っている。目黒本町福祉工房は、利用されている方が、少ないとの話を聞いた。一般の方も使える施設があり、健常の人との交流を進めることで、施設全体が使われることにつながったほうがよいのではないか。	高齢の方と年少の方との交流は、全国的に行われており、当該事業についても実施を考えています。 待機児解消は喫緊の課題であることからできるだけ早期に保育所を開設したいと考えており、特別養護老人ホームは、施設整備には時間がかかることから、それぞれ公募することとしています。 また目黒本町福祉工房の定員は生活介護35人、就労継続支援52人ですが、利用者は33人、42人となっています。特別支援学校の卒業生が毎年それぞれ7人前後おり、いずれ定員がいっぱいになる状況にあることから、スマイルプラザ中央町にも、目黒本町福祉工房の分室を設けています。



番号	質疑・意見等(要旨)	回答
5	<p>障害者の施設や特別養護老人ホーム、保育所など一箇所に福祉施設が集中していないか。地域で支えあうことは大切だが、緑や環境は後回しにしていないか。地域の方が利用できる施設ならいいと思うが、施設が集中しすぎると何らかの問題が出てくるのではないか。道路の整備や緑地計画など地域住民のことも考えてほしい。</p>	<p>特別養護老人ホームには、敷地内に一定程度の緑地を確保するほか、歩行者動線の確保、介護予防や防災の拠点となる施設も設けることを条件としていきたいと考えています。 また、今後のさまざまな施設整備の際に、貴重なご意見として検討させていただきます。</p>
6	<p>障害者の施設、保育所が隣接にあることは、特別養護老人ホームにはいいことだと思う。特別養護老人ホームは障害者の方の雇用の場にもなるし、職員用の施設内保育所にもでき、効率的な社会福祉の展開ができる。職員を募集してもなかなか働ける環境が整わず職員が集まらない状況である。ただ箱モノを作ることだけではだめだ。地域社会と結びついていくことを考えて、計画を立ててもらいたい。</p>	<p>地域の方々との交流は大切ですので、事業者募集要項等に生かせる部分がないか検討していきたいと考えています。</p>
7	<p>福祉施設が自宅の前にあった時、大きな声や、ドラムや太鼓をたたくなどの騒音に悩まされた。現在、車の通りの少ない住宅地に、5階建ての施設ができることは、騒音も発生するし、日影にもなるので、絶対やめてほしい。保育園ができ、通路ができるのであれば、お迎えの自転車が集まるし、送迎時の声などもある。環境悪化になると思う。人の流れが変わるし、搬入物は、すべて計画道路側から入れてもらうなどしてほしい。逐次、最終決定する前までに、説明会を何度も開いて、意見を聞く場を設けていただき、計画は急がないでほしい。</p>	<p>配置計画をお示しできるのは、事業者公募後になりますが、計画道路ができれば、建物へのアプローチや給食資材等の搬入経路は、北側計画道路側から、建物の日影は北側道路側に落ちるような配置計画になるものと考えています。5階建てというのは、この土地の高さ制限や容積率などから可能なボリュームを言ったものであり、空地や緑地、通路などの配置など、環境配慮事項などを加味し、整備計画が提示されてくると考えています。 事業者決定した時点で、地域の皆さまへの説明会を開催したいと考えています。</p>
8	<p>計画道路ができると用途地域の指定が変わることがあるのだが、当該地域での用途地域は、変わらないのか。用地地域が変わって当該地にもっと高いものが建つなら困る。</p>	<p>現時点では、用途地域を変更するという話は聞いていません。事業者公募時には、現時点の用途地域を提示します。</p>
9	<p>南側用地に歩行者動線を確保するとあるが、なぜ、道路ではないのでしょうか。24時間通れるものと考えてよいのでしょうか。</p>	<p>今後、敷地測量し、特別養護老人ホーム及び認可保育所の敷地を明確にしていきたいですが、敷地内の歩行者動線は、確保したいと考えています。また、道路として位置付けることは考えていませんが、通行可能な時間帯については、事業者とも調整する必要がありますので、現時点では決まっています。</p>

番号	質疑・意見等(要旨)	回答
10	<p>高齢者の施設は、目黒区以外の方も入所できるのか。なぜこの用地が選ばれたのか。特養待機者868人は、他の区と比べると、どのような状況か。</p> <p>預かり保育など、いろいろな保育制度がある中で、なぜここに認可保育所なのかも知りたい。</p>	<p>特別養護老人ホームについては、2000から3000㎡ぐらいの敷地がないと一定程度の施設整備ができません。目黒区の場合このような敷地面積の場所がありませんでした。</p> <p>一方、高齢者の方は増えており、それに伴い、中重度の要介護の方も増え、様々な介護サービスを利用しても在宅での介護が困難な方が増えています。</p> <p>現在、特養待機者の方が868人おり、区内で整備する必要があります。1年間で特別養護老人ホームに入所できるのは、170人～180人程度であり、区内の特別養護老人ホーム6か所と、区外の施設15ヶ所も確保していますが、待機者の数は減らない状況です。こうした状況から、今回の区有地を活用して特別養護老人ホームを整備することとしました。</p> <p>待機者については、各区の人口が異なりますが、整備率で比較すると23区中、19番目となっています。</p> <p>また、保育所については、目黒区の場合、認可保育所を希望される方が多くなっており、待機児童対策は、認可保育所を整備することを中心としています。27年度の待機児童数は、294人ですが、認可保育園を希望しながら入れなかった人数は1,000人以上となっています。保育定員を前年比で330人以上の増やしていますが、待機児童数は増えており、今後も、認可保育所を整備し対応していきます。</p>
11	<p>特養を整備するとうるさくなるとの話がありましたが、特養は、デイサービスをやるものではなく、特にうるさくなるものではないし、送迎もないので出入はそんなに多くない、入所される方は、介護度4から5の方であると説明をすべきでないか。施設は地域の中で運営するので、ちゃんとした理解がされないと、協力が得られず、色々問題が生じてくるのではないか。</p> <p>特養と保育園の地割が明確化されていない。特養と保育所は、給食を提供するので、施設を一緒に作るとコンパクトになることもある。総合的に垣根を取り外した計画も提案されれば良いと思う。施設のコンセプトを話してもらいたい。</p>	<p>今回整備を予定しているのは特別養護老人ホームとショートステイで、デイサービスは考えていません。特別養護老人ホームとショートステイの方の出入となるので、1日に何回も出入があることは考えられません。ほかに給食の資材搬入車などの出入りもあります。</p> <p>目黒区の特養の平均介護度は、概ね4.3以上となっておりますので、元気で出歩くということも少ないかと思われます。</p> <p>できる限り地域の方との交流を実施し、地域に開かれた施設にしていきたいと考えています。障害者の方や保育園児と高齢者の方との交流も行っていきたいと考えています。</p> <p>また、待機児解消は喫緊の課題であることからできるだけ早期に保育所を開設したいと考えており、特別養護老人ホームは、施設整備には時間がかかることから、それぞれ公募することとしています。</p>
12	<p>敷地の空地の具合や、配置のことを今日は聞きたかった。今後説明する場を持ってもらいたい。新しく区民になられる方にも、地域の状況、今後の施設整備の計画があることなど事前に説明しておくことや、今回のことも、説明の場を何回か設定してもらいたい。</p>	<p>都市計画道路や施設の整備による環境の変化について、できるだけ丁寧に説明していきたいと考えています。</p>

番号	質疑・意見等(要旨)	回答
13	中町作業所と清水実習所の作業内容はどういうものなのか。	中町作業所は、公園清掃や袋詰め作業、木工細工など、清水作業所は、宅配弁当や、公園清掃、スウェーデン刺繍などの作業を行っています。
14	公園ができると楽しみにしていたが、どうなのか。都市計画の方はおられないが、計画道路ができることによる用途地域についてはどうなのか。高度地区は第1種であるが変わるのか。5階建てではできると思うが、緑地を取ることで建物が階段状に高くなるのか。以前の五本木の方の変更は、今回、変更はあるのか。	旧第六中学校跡地南側まちづくり種地については、26年度になり、東京都における道路の用地取得も一定程度進んできたことから、庁内に検討組織を設け、区の行政課題を解決する施設を整備する観点で、道路整備で減少する面積に代わるべき機能を持った緑地を敷地内に確保するとともに、一定規模の土地や建物が必要となる施策の活用として、特別養護老人ホーム及び認可保育所を事業者公募により整備することを27年5月に政策決定しました。 用途地域については、現時点では変更するという話は聞いていません。また、従前の五本木地区の計画道路ができたことによる用途地域変更の経緯は、商店街で近隣商業地域に指定されていたところが路線式20mから30mへの変更、住居系の用途で、新しい道路ができたことにより、路線式を新たに指定し住居系の用途を変更したことがあります。
15	31年に計画道路ができたとしても、それまでに工事をするには、計画道路ではなく、南側の道路から工事車両が出入りすることになるが如何か。	計画道路側からの整備工事が難しいということであれば、南側からの道路を利用しての工事になります。スマイルプラザを整備する際についても、南側の道路を利用し工事をさせていただきました。 工事期間中は、環境面にも配慮し、安全管理を徹底していきます。
16	区は特養や保育所を早く整備したいというだけで、地域が計画道路で分断されること、街全体のことを考えていない。具体性を持った説明をもらいたいし、早急に計画を進めないでほしい。六中跡地については、何年にもわたって、区画の整備や工事を続けている。その時の工事業者は、ナンバープレートを隠して通行するなどして、工事を進めたこともあった。	具体的な工事の内容、整備内容をお知らせすることはできない状況ですが、より早く地域にお知らせする必要があると考え、素案という形で、本日の説明会を開催させていただきました。 旧第六中学校は、平成18年19年の2年間、目黒中央中学校の校舎として活用後、平成22年にスマイルプラザ中央町を開設しました。その後、都市計画道路の整備の状況を見ながら、南側跡地の暫定利用を行ってきました。 平成26年度になり、東京都における道路の用地取得も一定程度進んできたことから、区の行政課題を解決する施設を整備する観点で、一定規模の土地や建物が必要となる施策の活用として、特別養護老人ホーム及び認可保育所を事業者公募により整備することとしました。 今後についても、整備にあつての説明は、丁寧に行っていきたいと考えています。
17	跡地の自転車集積場は簡易舗装されていたが、工事開始までの間、簡易舗装などしないでほしいし、区民に開放することなど、検討できないか。	工事開始までの用地の使い方などについては、今後、検討していきます。



## 寄せられた質疑・意見等(要旨)平成27年7月5日開催分

番号	質疑・意見等(要旨)	回答
1	中央町2丁目地内に土地を所有しています。当該地の説明会があれば参加したいので、案内状を送付いただきたい。	連絡先をご教示いただければ、説明会開催案内を送付します。
2	特別養護老人ホームや保育園になることはよいことだと思う。「高齢者や子供の安全について」守ってほしい。 北側の広いスペースはできるだけ自由に使える場所を確保すること。運動会ができる場所としてとってほしい。地域としての交流・防災等を盛んに行いたい。	整備工事中はもちろんのこと、事業運営を行う際には安全を第一に取り組んでいきます。 また、北側のスペースは、現時点では整備計画はありません。今後、スマイルプラザ中央町が建て替えの時期となった場合などには、改めて検討を行うことは考えられます。
3	特別養護老人ホームや保育園の待機者からすると、さらなる思い切った努力が必要と思われます。	今後も国公有地の活用など、更なる定員拡大に努めていきます。
4	26号線の道路計画、旧第六中跡地活用のマスタースケジュールの説明会を実施いただきたい。特に26号線の計画は情報が不確かであった。	補助26号線の工事スケジュール等については、地域説明を行うよう、東京都第二建設事務所に要請したいと考えています。 また、旧第六中跡地の活用については、事業者決定時などに合わせて、説明会を開催したいと考えています。
5	スマイルプラザ周辺は、風が強いところです。諸設備、建物の建設にあたっては、風害予防を十分に検討願います。	工事施工にあたっては風についても考慮するよう施工業者に伝えます。
6	今後の説明会開催の案内は、ポスティングしてください。 世田谷区は、緑化計画が進んでおり、うらやましく思っています。当該地も緑を多くしていただきたい。	説明会の案内は、ポスティングで、地域の方にご案内しています。 事業者公募にあたっては、事業運営面だけでなく、緑地の確保なども提案条件とすることを考えています。

番号	質疑・意見等(要旨)	回答
7	<p>道路による分断を逆手にとり、福祉拠点としての一体性を高める演出が可能である。幅員10mの横断歩道、歩道にはシンボルツリー、ベンチ、ストリートファニチュアなどを設置する。</p> <p>跡地内の緑地は、準公園化し、地域との共同管理を行う。北側広場は一般開放する。</p>	<p>事業者公募要項の中に、施設外構部の整備や維持管理、緑地の共同管理などの提案を盛り込むことが可能かどうか検討します。</p>
8	<p>町会防災部で、五本木小学校を見学させてもらった。避難場所として障害の子を持つ親として、学校では厳しいと思った。障害者通所施設が福祉避難所となるとよいです。</p>	<p>目黒区の地域防災計画では、スマイルプラザ中央町を福祉避難所(障害者)として位置付けています。</p>

## 寄せられた質疑・意見等(要旨)平成27年7月7日開催分

番号	質疑・意見等(要旨)	回答
1	特別養護老人ホーム整備に使用可能な敷地(1700㎡?)では、最大で何室作れるのでしょうか。コンセプト等詳細な募集要項をお願いします。	詳細については事業者からの提案を受けることとなりますが、用途地域や絶対高さ制限17mから、地上5階までの建物になるかと思われます。ユニット型で90室以上の居室を設けていただくことが必要になります。募集要項につきましては、10月の事業者公募までに詳細を検討してまいります。
2	特養待機者の権利、待機児童の権利をどう考えているのか。反対する人は、親族で一切お世話にならない覚悟であるのか。	特別養護老人ホームや認可保育所の整備については、待機者も多く区としても喫緊の課題であると認識しています。整備にあたっては、地元住民の皆様に説明し、理解を求めたうえで整備を進めていきます。
3	騒音対策として高い壁に囲われた保育園はやめて欲しい。地域と結びつけることで、解放された園をお願いします。	園舎の計画については、基本的には事業者からの提案によるものとなります。区としては、公募要項において計画策定に当たっての留意事項を示していくこととなります。当該地は住宅地に隣接することになりますので、防音等の近隣への配慮は必要であると考えています。その上で、児童の安全性や活動性についても確保できる計画となるよう工夫を求めていく予定です。
4	南北用地ともにスケジュールから遅れることなく、整備を進めてほしいと思います。私の両親は区内の特養に入ることができず、日出町の特養に入り、そこで生涯を終えました。近くに入所できていたら、もっと見舞いに行けたでしょうし、自分の家に時折は帰ることもできたでしょう。妻の母も、私たち夫婦が家を空けなくてはならない時は、ショートステイを利用しましたが、空きベットがなく苦勞することがままありました。保育園も空きがなく、苦勞している若夫婦が近所にいます。そんな人達に少しでも、早く施設を作ってあげて、より生活し易い目黒区にしてあげられればと思います。	特別養護老人ホームの整備については、待機者も多く区としても喫緊の課題であると認識しています。待機者の軽減を図るためにも少しでも早く特養を整備したいと考えていますが、整備にあたっては、地元住民の皆様に説明し、理解を求めたうえで整備を進めていきます。
5	工事期間が28年7月頃のリコ保育園着工から、31年3月頃の特養開設までと長期に亘っていますが、区主導で工程の擦り合わせを行って、騒音及び搬出入車両等の工事車両を最小限にするようお願いします。また北側用地の2通所施設は、同時期着工、移転となっていますが、同一業者による施工でしょうか。別々の業者であるならば、一層の工程擦り合わせをお願いします。	工事施行業者の決定や具体的な施工方法、工事スケジュールは、事業者公募後となりますが、地域の環境にできるだけ負荷が掛からないよう、事業者及び施工業者と調整していきます。また、南側用地は、保育園を先に開設する予定ですので、特別養護老人ホームの事業者及び施工業者には、それも踏まえた工事スケジュール等の検討をお願いすることになります。工事期間中の安全管理については、事業者及び施工業者に徹底するよう指導していきます。

番号	質疑・意見等(要旨)	回答
6	<p>1. 土地利用計画決定過程について</p> <p>①本件周辺土地については、当初緑地、公園などの利用との説明であったが、今次計画では特別養護老人ホーム、保育所の整備となった経緯、目黒区の考え方を教えてほしい。</p> <p>②当該計画の決定過程を明示してほしい。</p> <p>③当該決定にあたり周辺住民への事前説明がなされ、合意形成される活動があったか否か</p> <p>2. 今後の計画、スケジュールについて</p> <p>①粗いスケジュールしか示されておらず、業者選定と工事のみでなく、住民を意識したスケジュールを示してほしい。</p> <p>②業者選定について、どのような選定基準を以て決定されるのか明示されたい。</p> <p>③選定基準をすべて公開すると選定に影響するとのコメントがあったが、基準が明示されないと、どのように選定業者を決めたのか不明である。</p> <p>3. 想定される工事計画の課題と対応策について</p> <p>①工事の際のア)資材等の搬入経路、運搬車両による振動騒音などの対する対応、イ)工事現場の騒音、粉じん、振動などの対する対応、ウ)工事に伴う周辺への影響について、どのような対策をとるのか。</p> <p>②業者選定基準に含まれるが、選定された業者による近隣住民影響に対する対応について明示されたい。</p> <p>4. 計画施設稼働後の課題と対応策</p> <p>①区の施設稼働後の関与、監査、指導的管理をお願いしたい。近隣住民による要望などを十分に反映できる仕掛けを講じていただきたい。</p> <p>②区と施設運営会社、関係会社などの役割と責任範囲を明確にお示しいただきたい。「子供を車での送迎」などが起こった場合、誰に訴えればよいのかなど、具体的要望先を示してください。</p> <p>③工事中も含め、稼働後も近隣住民の環境を良好に維持するため、目黒区としてどのような課題があり、対応策を想定しているのか明示してほしい。</p> <p>5. 本件の窓口について</p> <p>本件は、目黒区の複数の所管がかかわった案件と理解しているが、近隣住民による要望、コメント、クレームなどを受ける窓口を設置していただきたい。</p>	<p>1 平成19年度に、学識経験者や地域の方を委員とする検討委員会を設置し、策定した第六中学校跡地施設活用計画では、道路用地南側敷地の活用として、道路整備に伴う中央町一丁目児童遊園の減少部分の代替公園を整備する、将来のまちづくりや行政需要に備えるため、まちづくりの種地とし区が保有するとしてきました。また、平成22年3月策定の用地活用及び施設整備に関する基本方針では、旧第六中学校跡地南側まちづくり種地については、今後、道路整備と合わせた検討を進めることとしました。26年度になり、東京都における道路の用地取得も一定程度進んできたことから、庁内に検討組織を設け、区の行政課題を解決する施設を整備する観点で、道路整備で減少する面積に代わるべき機能を持った緑地を敷地内に確保するとともに、一定規模の土地や建物が必要となる施策の活用として、特別養護老人ホーム及び認可保育所を事業者公募により整備することを27年5月に政策決定しました。</p> <p>2 事業者決定した時点で、地域の皆さまへの説明会を開催したいと考えており、今後についても、整備にあつての説明は、丁寧に行っていきたくと考えています。</p> <p>特別養護老人ホームの公募要項はこれから作成していきますが、選定基準は選定委員会の中で決めていきます。また、保育園は、これまで行った公募の選定同様、選定項目は公表します。</p> <p>選定基準の公表は考えていませんが、いずれも公募する段階で、区のホームページなどで、応募資格や施設の要件などを事業者公募要項として公表していきます。</p> <p>3 整備工事の開始にあたっては、計画道路の供用開始前になることを前提に、近隣に配慮した安全な施工を実施するよう施工業者に依頼していきます。施工業者には、近隣に、工程、施工計画を説明するとともに、近隣対応窓口を設置するよう指導します。</p> <p>4 施設完成後の維持管理、施設運営についても、安全に配慮し、近隣からの申し出には適切に対応するよう指導していきます。</p> <p>5 完成後の各施設の事業内容の指導については、関係所管が窓口となります。</p>



番号	質疑・意見等(要旨)	回答
7	<p>旧第六中学校南側跡地の計画には、反対です。見直しを求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南側跡地には、公園計画があり、説明会でも、公園の計画であると認識していたという意見があった。公園計画からの見直しをしたとのことだが、説明がなされないまま、今回の計画を知らされた。都からも跡地には公園計画があるという説明がされ、家を建て替え引き続き在住すると決めた経緯がある。</li> <li>・めぐろ区報で目黒区の環境についての話が掲載されている。公園計画のあった土地を借地にして、5階建ての特別養護老人ホームや2階建ての保育所をつくることは、「住みたいまち、住み続けたいまち」とは相違し、区長の環境の考え方とはつじつまが合わないと感じる。「目黒区みどりの基本計画」で定めたことにも矛盾すると思う。</li> <li>・介護福祉企業や子育て支援企業で働いていた経験があり、現在の福祉の状況については認識している。区の新しいアイデアや今後の福祉に希望が見える計画を期待して説明を聞いたが、公募による事業者任せの計画とのことであった。箱モノを建て目先の待機者数を少し減らすだけでは、根本的な問題の解決にはならないと考える。</li> <li>・以上より計画の反対と見直しを求めます。第六中学校の卒業生として、思いである場所にいつでも訪れることができるような計画にしてもらいたいと思います。大きな道路ができ、環境が悪化することが予想される。建物をつくるのではなく、公園として地域の方が集え、生物の多様性がみられる環境をつくることをもう一度、地域の住民と一緒に考えてほしいと思います。北側にある建物を増築等補修を行い、南側は公園として活用する案を検討していただきたいと考えます。</li> </ul>	<p>目黒区では、第六中学校跡地施策の活用策を平成19年に定めた際、道路用地売却後の道路南側部分の活用として、道路整備に伴う中央町一丁目児童遊園の減少部分の代替公園を整備する、今後新たに発生する施設需要に備えてまちづくりの種地とし区が保有するとしてきました。また用地活用及び施設整備に関する基本方針を平成22年3月に決めましたが、その中で、旧第六中学校跡地まちづくり種地につきましては、今後、道路整備と合わせた検討を進めるものとして、位置付けてきました。今回の施設整備にあつては、公園ではありませんが、敷地内において、緑地の保全、オープンスペースの創出になるような事業者提案を受けようとしたものです。</p> <p>区内に福祉施設を整備できる用地がない中、特別養護老人ホーム、認可保育所を整備していく手法として、南側用地に定期借地権を設定して事業者公募することにしました。</p> <p>北側用地に施設を集約し、南側用地は公園として整備することは考えていません。</p>
8	<p>旧第六中学跡地の活用について建設物の概要を教えてください。</p> <p>まだ計画段階だとは思いますが、特別養護老人ホームおよび、障害者通所の階数は何階でしょうか。</p> <p>資料での17mですと5階くらいが限度だと思いますが、5階の高さのものが建つのでしょうか。かなり見晴らしが変わってしまうので教えてください。また、通所施設の敷地そばには、きれいな、桜が生えています。それを抜いてしまうのでしょうか。毎年楽しみにしているのですが。</p>	<p>特別養護老人ホーム、認可保育所については、今後、事業者公募により整備していきますので、現時点では具体的な建物の高さ、ボリュームなど、配置計画はお示しすることはできません。当該地の用途地域からは、ご指摘の通り、5階建てが限度です。保育所は、用途による制約条件がありますので、2階から3階建てになると考えています。</p> <p>また、障害者通所施設は、2階建てとする予定です。</p> <p>施設の概要については、改めてご説明したいと考えています。北側敷地沿いの桜は保全する予定です。</p>

番号	質疑・意見等(要旨)	回答
9	<p>家は南側地に隣接しています。本来は、公園になると説明されていて、災害時の避難場所であり、物資の地下備蓄の場所であったはずですが、大地震が来ると言われているのです。住民の安全を考えたらどうですか。現在環境が良く、珍しい鳥が来たり、蝶が飛んでいたり、虫が鳴いているような地域環境です。あくまでも住宅地なので、良く考えて計画してください。東京都と目黒区で緑化推進を進めていると聞いています。(目黒区役所内にもみどり公園課があるのですから)</p> <p>地盤が元々悪い地域で、前回の六中工事の時、地震のように揺れて、神経が参ってしまいました。工事するなら、地盤沈下、揺れ、騒音、粉じんに細心の注意をしてください。よく地盤調査してください。環境権、環境法、自然環境保全法、環境基本法などに基づいて建築物をどうしても建てるなら、目隠し(プライベート侵害)建築物の方向に二重サッシ(騒音)、排気ガス(空気汚染)を守ってください。なにより日照が一番大事(日照権障害)、5階建てなど考えられません。建ぺい率によってガチガチに建てる緑地のスペースが少なくなってしまう緑化運動に反してしまいます。環境権、幸福追求権(憲法)、生存権等を基本に考えてください。</p>	<p>旧第六中学校跡地南側まちづくり種地については、26年度になり、東京都における道路の用地取得も一定程度進んできたことから、庁内に検討組織を設け、区の行政課題を解決する施設を整備する観点で、道路整備で減少する面積に代わるべき機能を持った緑地を敷地内に確保するとともに、一定規模の土地や建物が必要となる施策の活用として、特別養護老人ホーム及び認可保育所を事業者公募により整備することを27年5月に政策決定しました。</p> <p>整備工事の開始にあたっては、計画道路の供用開始前になることを前提に、近隣に配慮した安全な施工を実施するよう施工業者に依頼していきます。</p> <p>施工業者には近隣に、工程、施工計画を説明するとともに、近隣対応窓口を設置するよう指導します。施設完成後の維持管理、施設運営についても、安全に配慮し、近隣からの申し出には、適切に対応するよう指導していきます。</p> <p>なお、事業者公募にあたっては、事業運営面だけでなく、緑地の確保なども提案条件とすることを考えています。</p>